

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 1 8 日

弟子屈町長 徳永 哲雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

弟子屈集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 5 月 1 8 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 8 経営体

個人 9 0 経営体

集落営農 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

その他

町内農地の適切な利用の中で生産性を向上させる取組や経営力を強化しながら、離農又は経営転換が出た場合においては、農業委員会を中心に担い手への集積を図り、地域により効果的な農地集積となる場合は農地中間管理機構を積極的に活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農の促進